

環境保全行動
自動車使用管理実施

報告提出書

2023 年 9 月 7 日

(あて先) 札幌市長

提出者 住所

〒 063-0830
札幌市西区発寒10条13丁目1番1号
JFE条鋼株式会社 豊平製造所
所長 小山内 寿

氏名

(代表者名) 所長 小山内 寿

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

札幌市生活環境の確保に関する条例第13条第4項の規定により、環境保全行動
第23条第3項の自動車使用管理実施報告書を提出します。

報告期間		2022 年 4 月 1 日 ~ 2023 年 3 月 31 日			
事業の規模	従業員数	116	人	原油換算した	(注1) k1
	使用床面積	39,447	m ²	燃料・熱・電気の合計量	
	事業所数	1	事業所	自動車使用台数	1 台
	温室効果ガス排出量 (二酸化炭素換算排出量)	エネルギー起源CO ₂ 56,658 t-CO ₂	メタン t-CO ₂	N ₂ O t-CO ₂	HFC t-CO ₂
	非エネルギー起源CO ₂ t-CO ₂	PFC t-CO ₂	SF ₆ t-CO ₂	NF ₃ t-CO ₂	
報告書の担当部署		担当部署名 室担当者氏名 電話/FAX 電子メールアドレス			
計画書提出根拠		条例第13条(環境保全行動計画)		<input checked="" type="checkbox"/> 第1項 <input type="checkbox"/> 第3項	
		条例第23条(自動車使用管理計画)		<input type="checkbox"/> 第1項 <input type="checkbox"/> 第2項	
計画期間		2022 年 4 月 1 日 ~		2025 年 3 月 31 日	
環境保全行動 自動車使用管理実施 報告書		別添のとおり			
備考					

- 注 1 事業の概要は、事業所における日本標準産業分類の中分類項目に掲げる業種及びその業種に
- 従業員数、使用床面積及び自動車使用台数は、4月1日現在で記入してください。
 - 事業所数は、4月1日現在の札幌市内事業所数を記入してください。
 - 燃料・熱・電気の合計量は、計画期間の初年度の前年度に使用した量を原油換算して記入してください。
 - 原油換算の方法は、エネルギーの使用の合理化に関する法律施行規則第4条に規定する方法
 - 温室効果ガス排出量は、地球温暖化対策の推進に関する法律第2条第5項で規定する方法により、二酸化炭素排出量に換算したものを記入してください。
 - のある欄には、該当する内にレ印を記入してください。
 - 環境マネジメントシステムの認証登録がある場合は、認証登録の範囲が分かる書類の写しを
- 備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

注1:
省エネ法定期報告書において、エネルギー使用量は、この公表により当製造所の権利、競争上の地位、その他利益を害する可能性があることから、従来から不開示としています。経済産業省及び情報公開・個人情報保護審査会も不開示を認めています。

別添

環境保全行動報告書
自動車使用管理実施報告書

1 行動目標の達成状況

【計画期間】

2022 年 4 月 1 日～ 2025 年 3 月 31 日

【報告期間】

2022 年 4 月 1 日～ 2023 年 3 月 31 日

行動目標	基準数値	目標削減率	2022年度結果			2023年度結果			2024年度結果		
			実績数値	削減率	結果	実績数値	削減率	結果	実績数値	削減率	結果
事業活動に伴う 二酸化炭素排出量原単位 の削減 (※1) 基準数値は、平成2年度実績の 二酸化炭素排出量原単位 (※2) 経年変化の比較のため、CO2排出量 原単位は前回活動期間(H22～24年度) で使用した電力排出係数(北海道電力) の平均を用いて算出	(※1) 0.395	10	(※2) 0.382	3.3		(※2)			(※2)		
	t-CO ₂ /t	%	t-CO ₂ /t	%		t-CO ₂ /t	%		t-CO ₂ /t	%	
法令の遵守	-	-	-	-	○	-	-		-	-	
	-	%	-	%		-	%		-	%	

注 1 実績数値が基準数値よりも増加した場合は、削減率の数値の前に▲を記入してください。

2 結果の欄には、以下のいずれかを記入してください。

○：目標削減率を達成

△：実績数値が基準数値よりも削減されたが、目標削減率は未達成

×：実績数値が基準数値よりも増加

2 行動目標達成・未達成の理由

行動目標	結果	理由
事業活動に伴う 二酸化炭素排出量原単位 の削減	△	市況の減少による生産量の減少もあり工場稼働減少影響から目標達成には至らなかった。
法令の遵守	△	エネルギーの使用の合理化に関する法律、地球温暖化対策の推進に関する法律、大気汚染防止法、水質汚濁防止法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律などの環境法令の遵守管理を実施したが、一部徹底できていないところがあり、改善を実施した。